

運営規程に最低限定めなければならない事項

サービス(注1)	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	短期入所	共同生活援助	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援 就労定着支援 自立生活援助	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
1 事業の目的及び運営の方針	○	○	○	○	○	○
2 従業者の職種、員数及び職務の内容(注2)	○	○	○	○	○	○
3 営業日及び営業時間	○	○	/	/	○	○
4 利用定員	/	○(注8)	○(注11)	○(注12)	/	○(注15)
5 サービス(※)の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額(注3)	○(注7)	○	○	○(注13)	○(注14)	○
6 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第192条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間	/	○(注9)	/	/	/	/
7 通常の事業の実施地域(注4)	○	○(注10)	/	/	○	○

※「サービス」にはそれぞれのサービス名称を規定する。

サービス(注1)	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	短期入所	共同生活援助	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援 就労定着支援 自立生活援助	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
8 サービス利用に当たっての留意事項		○	○	○		○
9 緊急時等における対応方法	○	○	○	○		○
10 非常災害対策		○	○	○		○(注15)
11 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(注5)	○	○	○	○	○	○(注15)
12 虐待の防止のための措置に関する事項(注6)	○	○	○	○	○	○
13 その他運営に関する重要事項	○	○	○	○	○	○

【解釈通知に規定されている留意事項】

- 注1 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。
- 注2 従業者の「員数」は、「○人以上」と記載することも差し支えない。
- 注3 支給決定障害者等から受領する費用の額とは、サービスに係る利用者負担額のほかに、基準により支払を受けることが認められている費用の額を指す。
- 注4 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。
- 注5 障がい種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの提供に当たっては、利用者の障がい特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障がい種別により「主たる対象者」を定めることができる。この場合、当該対象者から利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

- 注 6 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置(具体的には、ア. 虐待の防止に関する責任者の選定 イ. 成年後見制度の利用支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を除く) ウ. 苦情解決体制の整備 エ. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) オ. 虐待防止委員会の設置等に関すること等)について定めること。
- 注 7 「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助(以下「通院等乗降介助」という。)のサービスの内容を指す。
- 注 8 利用定員は、事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。
なお、複数のサービスの単位が設置されている場合にあつては、当該サービスの単位ごとに利用定員を定める必要がある。
- 注 9 指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。
- 注 10 利用者が自ら通うことを基本としているが、障がいの程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑なサービスの利用が図られるよう、事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要がある。
- 注 11 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあつては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。
- 注 12 入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならない。
なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるため、今まで使用していない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。
- 注 13 指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。
- 注 14 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援の「サービスの内容」については、相談支援の提供方法(相談を受ける場所、課題分析の手順等)及び内容を記載すること。
- 注 15 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を除く